

全社協・全国身体障害者施設協議会 表彰規程

(趣 旨)

第1条 本協議会会員施設において、それぞれの職務に精励し、献身的な活動をし、施設の発展とその処遇に多大な業績をあげた施設長、職員、及び関係者、並びに本協議会の発展に功労のあった者を、表彰し、その功労に報いると共に全職員の意欲の向上に寄与しようとするものである。

(表彰の方法)

第2条 この規程による表彰は毎年行う。表彰は、表彰状と感謝状とし全国大会において表彰する。

(表彰の基準)

第3条 第2条の対象者は、次の各号に定めるところによる。

- ① 施設長、職員で、本協議会会員施設に15年以上勤務し功績の著しい者。
- ② 施設長、職員で、本協議会会員施設に30年以上勤務し功績の著しい者。
- ③ 職務上極めて有益な研究工夫をし、療護業務に特に多大な貢献をした者。
- ④ 災害を未然に防ぎ、または災害に当たり、特別に功労のあった者。（人命救助を含む）
- ⑤ 協議員に対する感謝は、本協議会で5期・10年以上務め、退任した者とする。
- ⑥ その他、前各号に準じ功労顕著であり、平素の業務成績も良好にして他の職員の模範となる行為のあった者。
- ⑦ 本協議会の発展に特別の功労のあった者。

第3条の2 被表彰候補者の勤続年数の算定は次のとおりとする。

- ① 勤続年数の算定は、当該年度の4月1日現在で算定する。
- ② 本協議会会員施設在職期間が中断している場合は、その期間を除き、在職期間を通算する。
- ③ 勤続年数には、所属法人内の他障害者（児）施設・事業における勤続年数も通算できるものとするが、その場合には、会員施設に10年以上勤務していることを条件とする。ただし、当該年度4月1日に会員施設に勤務していることとする。
- ④ 非常勤職員の勤続年数は、次の算定方式によるものとする。

$$\frac{\text{非常勤職員の1カ月又は1週間の勤続日数}}{\text{常勤職員の1カ月又は1週間の勤続日数}} \times$$

(賞 状)

第4条 第2条の表彰は賞状を授与し、その氏名等および功績を表彰録等により公表して行うものとする。

2. 前項の場合、その功績に対し記念品をあわせ授与することができる。
3. 表彰される者が死亡したとき、賞状その他を遺族におくり、追賞する。

(候補者の推薦方法)

第5条 第2条の対象者の推薦方法は、次の手続きによるものとする。

- ① 施設長は第3条の規定する対象者があるときは、各都道府県社協を通じて推薦者に該当事項を記載し、会長に指定の期日までに提出しなければならない。

(表彰内申書の送付)

(表彰委員会)

第6条 表彰該当者を審査するため、会長が委嘱する表彰審査委員会をもって構成する表彰委員会（以下「委員会」という）を置く。

2. 前項の委員会は、第5条の規定および会長から提出された推薦者により審査を行い、会長に答申するものとする。

(附 則)

1. この内規は昭和61年6月24日より実施する。
2. この内規は平成3年4月25日より実施する。
3. この内規は平成9年2月26日より実施する。
4. この内規は平成14年2月19日より実施する。
5. この内規は平成22年3月10日より実施する。